

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社タチエス			コード	7239
提出日	2026/7/22	異動（予定）日	2026/6/29		
独立役員届出書の提出理由	・ 定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されたため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	木下 俊男	社外取締役	○													○		有
2	三原 秀哲	社外取締役	○													○		有
3	永尾 慶昭	社外取締役	○													○		有
4	筒井 さち子	社外取締役	○													○		有
5	小澤 伸光	社外監査役	○													○		有
6	大岩 直子	社外監査役	○										○					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項なし	木下俊男氏は、公認会計士として高い見識と長年にわたる海外での監査業務における豊富な経験や、同氏が取締役会長を務める企業で携わっている、他企業への経営支援など企業経営に関する高い見識も有しており、客観的かつグローバルな視点で取締役会の適正な意思決定に貢献していただくため、社外取締役に選任しております。 また、同氏は上記a～lのいずれにも該当せず、大株主・主要取引先・経営者等の利益に偏らない客観的で中立的な視点で経営を監督し、加えて当社取締役会議長として取締役会の運営やガバナンス向上にも貢献しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適任であると認識しております。
2	該当事項なし	三原秀哲氏は、弁護士として企業法務等の専門的な知識・経験等を有していることに加え、企業再生やM&Aなど各種企業案件を通じ企業経営や経営戦略の策定に関する高い見識も有しており、当社グループのコーポレートガバナンスの機能強化等に貢献していただくため、社外取締役に選任しております。 また、同氏は上記a～lのいずれにも該当せず、大株主・主要取引先・経営者等の利益に偏らない客観的で中立的な視点で経営を監督しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適任であると認識しております。
3	該当事項なし	永尾慶昭氏は、長年、国内外における企業の経営に携わり経営者として豊富な経験と知識を有しており、幅広い経営的視点から取締役会における適正な意思決定に貢献していただくため、社外取締役に選任しております。 また、同氏は上記a～lのいずれにも該当せず、大株主・主要取引先・経営者等の利益に偏らない客観的で中立的な視点で経営を監督し、加えて当社人事報酬委員会委員長として、指名及び報酬決定プロセスにおいて透明性・公平性の確保に貢献しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適任であると認識しております。
4	該当事項なし	筒井さち子氏は、長年、グローバル企業において、海外の事業開発やITサービス関連会社への経営支援、グループ子会社の経営などに携わり企業経営に関する豊富な経験や幅広い知識に加え、金融機関でのM&AやIPOのアドバイザーやSDGsコンサルティングの業務で培った豊富な専門知識を有しており、グローバルかつダイバーシティの視点で取締役会における適正な意思決定に貢献していただくため、社外取締役に選任しております。 また、同氏は上記a～lのいずれにも該当せず、大株主・主要取引先・経営者等の利益に偏らない客観的で中立的な視点で経営を監督しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適任であると認識しております。
5	該当事項なし	小澤伸光氏は、公認会計士としての経験と財務知識を当社の監査に活かしていただくため、社外監査役に選任しております。 また、同氏は上記a～lのいずれにも該当せず、大株主・主要取引先・経営者等の利益に偏らない客観的で中立的な視点で経営を監督しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適任であると認識しております。
6	大岩直子氏は、当社が法律顧問契約を締結しているさくら共同法律事務所に所属されていますが、当社が直近事業年度において同事務所へ支払った弁護士報酬は、当社の連結売上高の0.001%未満、同事務所が受領した売上高の0.15%未満と僅少です。また、当社では社外役員の独立性基準を定めており、過去5年間の状況を確認しても、当基準に抵触していないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく独立性に影響を及ぼすものではありません。	大岩直子氏は、弁護士として企業法務に関する高度な知識と豊富な経験を有しております。その知見を活かし、法的リスク管理やガバナンス強化、更に独立した立場から経営の透明性向上と意思決定の適正化を支えることで、当社の持続的な発展に貢献いただくため、社外監査役に選任しております。 なお、同氏は上記に該当しますが、左記のとおり、一般株主と利益相反が生じるおそれはなく、独立役員として適任であると認識しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。